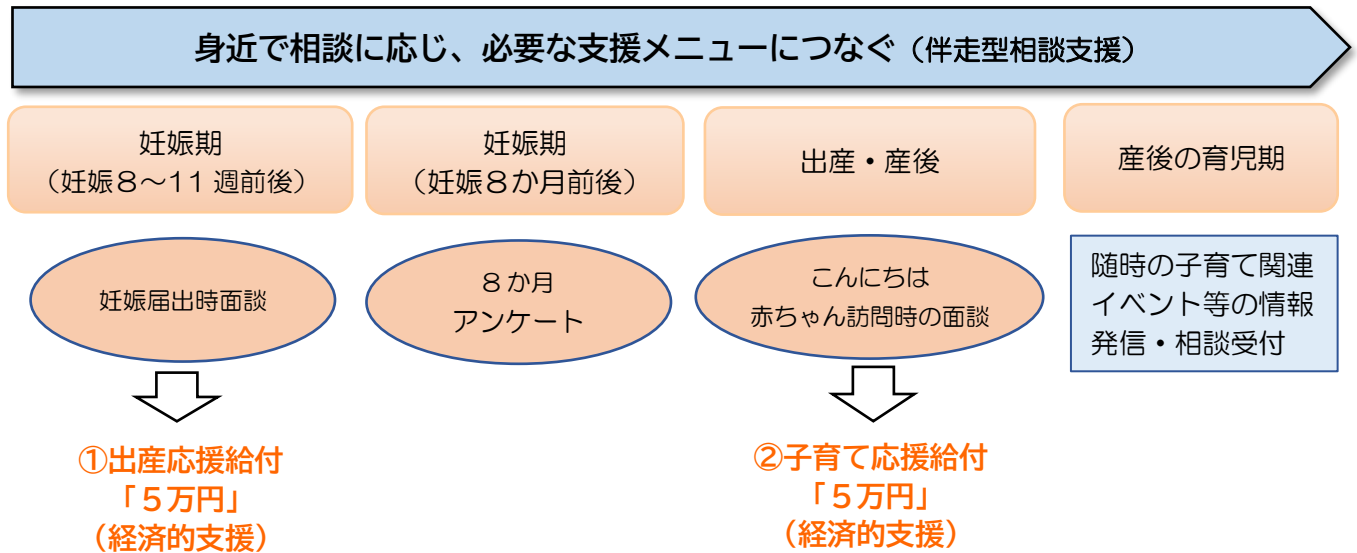


出産・子育て応援事業について

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ『伴走型相談支援』と、妊娠・出産期の経済的負担軽減等を図る『経済的支援』を一体的に実施します。

■ 事業概要



■ 出産・子育て応援給付の対象者（他市町村ですでに給付を受けている場合は対象外）

給付の申請時点で高槻市に住民登録がある以下の方が対象となります。

- ①出産応援給付：産科医療機関等で妊娠の事実を確認し、保健師等の面談を受けた妊婦
※妊娠届出後、申請までの間に流産又は死産された方も対象となります
- ②子育て応援給付：出生した児の養育者（母を含む場合は原則として母）で、子育て総合支援センター（072-686-5431）が実施する「こんにちは赤ちゃん事業」の面談を受けた人
※転入等で「こんにちは赤ちゃん事業」の面談ができなかった場合は、裏面記載のコールセンターまでお問い合わせください。
※面談実施前にお子様が無くなりました方も対象となります

■ 出産・子育て応援給付の申請方法

● 出産応援給付

- ①妊娠届出時に**妊婦本人**が窓口に来所された場合
…妊娠届出時の面談実施後、そのまま窓口で下記必要書類を提出し申請（産科医療機関等で妊娠の事実が確認できていない場合やその場で必要書類が揃っていない場合等は、後日郵送で申請）
- ②妊娠届出時に**妊婦の代理人**が窓口に来所された場合
…後日妊婦と保健師等が面談後、下記必要書類を郵送にて申請

● 子育て応援給付

「こんにちは赤ちゃん事業」での面談後にお渡しする案内に記載された2次元バーコード等より電子申込にて申請

■ 申請に必要な書類等

		必要書類	備考
出産応援給付	①	出産応援給付申請書	妊娠届出時に窓口で配布します
	②	妊婦本人の公的身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードの表面等）	郵送で申請する場合は、写しを申請書の裏面に貼付して下さい
	③	妊婦名義の振込先口座の確認ができるもの（通帳・キャッシュカード等）	

※子育て応援給付の必要書類については、「こんにちは赤ちゃん事業」での面談後にお渡しする案内をご確認ください

■ 申請期限

出産応援給付……原則として妊娠中

子育て応援給付…原則として「こんにちは赤ちゃん事業」の面談を実施した日の翌日から3か月以内

■ 出産・子育て応援給付の流れ

審査後、承認された場合はご指定の口座に振り込みます。なお、振込については、申請月の翌月の末頃までの予定です。口座振込の完了をもって給付決定とし、通知等の送付はございません。

■ 申請の不承認、給付の取り消し等

- 要件に該当しないなど給付できない場合は、不支給決定通知書を送付します。
また、二重支給や不正な手段をもって給付を受けた場合等には、当該給付を返還していただきます。
- 口座番号等の記載不備で振込不能となり、高槻市から申請者への連絡がつかない等で確認ができない場合は、申請を取り下げたものとみなします。

■ その他

- 記載不備や口座番号の誤り等で振込が出来なかった場合、確認の連絡をいたします。
- 給付の申請時点で高槻市外に転出している場合は、本市で給付を受けることはできません。転出先の市町村で給付を受けることができるかご相談ください。
- 本事業の経済的支援（出産・子育て応援給付）については、市町村により名称や給付形態（クーポン、ギフト、現金等）が異なりますが、他市町村ですでに同様の給付を受けている場合は、本市で給付を受けることはできません。

<問合せ・申請先> 子ども未来部 子ども保健課（子ども保健センター）

子ども保健センター（〒569-0096 高槻市八丁畷町 12 番 5 号）

TEL：072-648-3275（コールセンター）

FAX：072-648-3274



詳細は HP へ

令和5年10月作成